

あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム規約（案）

（名称）

第1条 本会は、あいち次世代バッテリー推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、産学行政が連携して、バッテリーに係る研究・実証、人材の育成、研究・実証・製造拠点等集積を進めることにより、活発な研究・技術開発を通じた電池イノベーションの創出を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）バッテリーに係る研究・実証、人材の育成、研究・実証・製造拠点等集積に関する事業
- （2）その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 コンソーシアムの会員は、第2条の目的に賛同する法人、団体、個人等とする。

- 2 コンソーシアムの会員になろうとする者は、別紙1「入会申込書」を事務局に提出し、その承認を受けることにより会員になることができる。
- 3 会員が別紙1「入会申込書」に記載した法人名、担当者等の登録情報が変更となったときは、別紙2「登録情報変更届」を事務局に提出しなければならない。
- 4 会員が本会を退会しようとするときは、別紙3「退会申出書」を事務局に提出しなければならない。
- 5 会費は無料とする。
- 6 本規約を遵守しないとき又はその他コンソーシアムの趣旨にふさわしくないと合理的な理由が認められるときは、当該会員を退会させることができる。

（役員等）

第5条 コンソーシアムに、会長及び委員を置く。

- 2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 4 委員は、第8条に規定するアドバイザーボードを構成し、同条に列挙する事項を検討する。
- 5 委員は、会長がこれを委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とし重任を妨げない。

（会議）

第6条 コンソーシアムの会議は、総会及びアドバイザーボードとし、会長が招集する。

- 2 総会及びアドバイザーボードの議長は会長が務める。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名した者が議長を務める。
- 4 総会及びアドバイザーボードは、毎年1回以上開催する。

(総会)

第7条 総会は、会員で構成し、次の事項を行うため開催する。

- (1) 第3条に掲げる事業の協議
- (2) 会員相互の交流
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項の協議

(アドバイザーボード)

第8条 アドバイザーボードは、会長及び委員で構成し、次の事項に関する課題や方策を検討する。

- (1) バッテリーに係る研究・実証に関すること
- (2) バッテリーに関わる人材の育成に関すること
- (3) バッテリーに係る研究・実証・製造拠点等集積に関すること
- (4) コンソーシアムの運営に関すること
- (5) 愛知県のバッテリー産業振興施策に関すること
- (6) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

2 会長は、必要があると認めたときは、アドバイザーボードに委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 コンソーシアムの目的を達成するため、個別のプロジェクトについて調査検討、企画立案及び実行するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局は、愛知県経済産業局産業部産業科学技術課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定める事項のほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

- 1 コンソーシアム設立当初の委員の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、2027年3月31日までとする。
- 2 この規約は、2024年12月11日から施行する。